

【労働弁護団】

持続可能な学校をめざして

～持続可能な学校は可能か!?～

2024年4月 19年改正労基法施行時に猶予期間が設けられた5業種の時間外上限規制がスタートしました。19年法改正以降「24年問題」の解決、円滑なスタートに向けそれぞれの業界で様々な工夫や発想の転換をはかり、不可能を可能にする努力のもと労働者のいのちと健康を守る勤務時間規制が行われています。

そんな中、教員については依然として規制はあっても守られない法律の下、長時間労働が常態化しています。

2024年8月2日

日本教職員組合
労働政策 薄田綾子

【22年文科省教員勤務実態調査】

19年改正給特法により「在校等時間」の概念のもと、時間外在校等時間に上限が付され学校の働き方改革がすすめられるも、2016年調査から30分程度しか勤務時間の短縮ははかられていない。

教師の1日当たりの在校等時間（10・11月）

(時間:分)

平日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:10	-0:27	9:37
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24	10:56
教諭	11:15	<u>10:45</u>	-0:30	11:32	<u>11:01</u>	-0:31	10:06
土日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52	1:37
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50	1:18
教諭	1:07	<u>0:36</u>	-0:31	3:22	<u>2:18</u>	-1:04	2:14

時間外在校等時間は？

勤務時間は7時間45分※4週間で計算

○小学校教諭 → ※10:45 - 7:45 = 3:00

((平日3:00 × 5日 + (休日0:36 × 2日)) × 4週 = 64時間48分

○中学校教諭

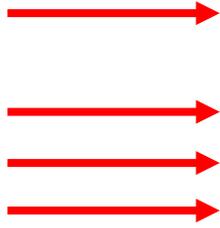
((平日3:01 × 5日 + (休日2:18 × 2日)) × 4週 = 78時間56分

※時間外在校等時間とは？：

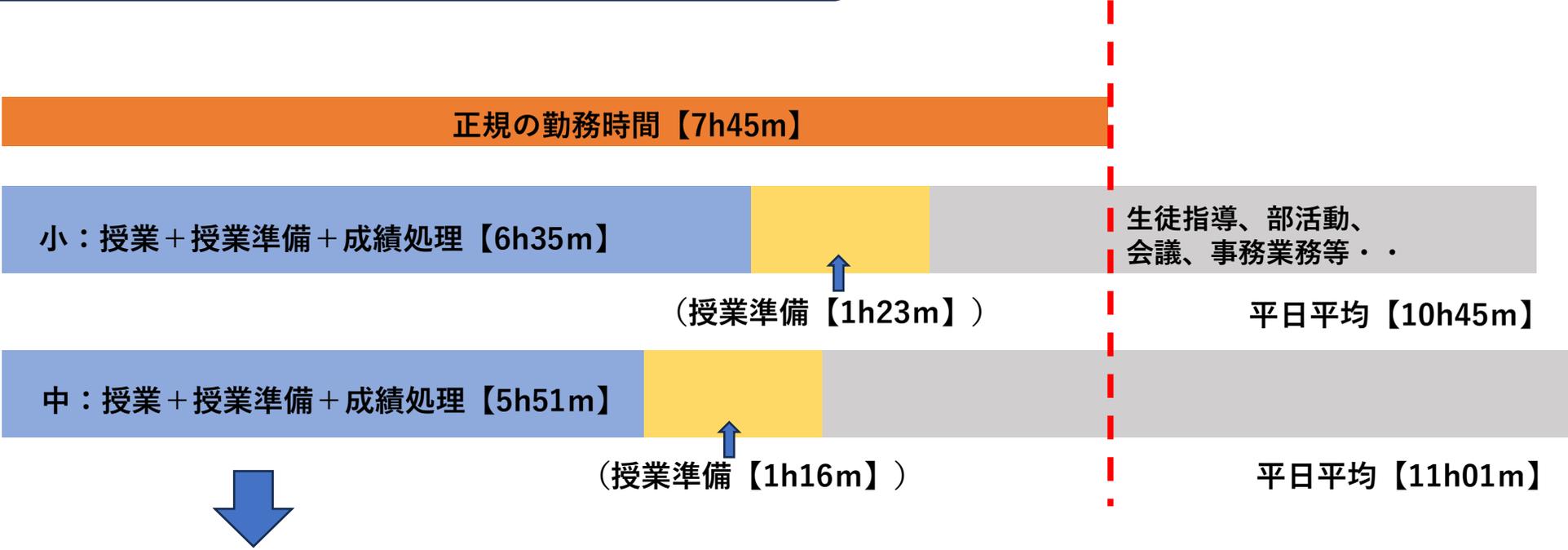
学校にいる時間（在校等時間） - 正規の勤務時間 - 取得した休憩時間 - 正規の勤務時間外において自分が業務外だと思う時間（自己研鑽の時間）（自己申請） + 正規の勤務時間外に校外で職務を行った時間

【業務内容別在校等時間】

平日（教諭のみ）	小学校			中学校		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
朝の業務	0:35	0:41	+0:06	0:37	0:44	+0:07
授業（主担当）	4:06	4:13	+0:07	3:05	3:16	+0:11
授業（補助）	0:19	0:20	+0:01	0:21	0:23	+0:02
授業準備	1:17	1:16	-0:01	1:26	1:23	-0:03
学習指導	0:15	0:21	+0:06	0:09	0:13	+0:04
成績処理	0:33	0:25	-0:08	0:38	0:36	-0:02
生徒指導（集団）	1:00	0:59	-0:01	1:02	0:54	-0:08
うち、生徒指導（集団1）	—	0:56	—	—	0:49	—
うち、生徒指導（集団2）	—	0:02	—	—	0:05	—
生徒指導（個別）	0:05	0:04	-0:01	0:18	0:14	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:03	-0:04	0:41	0:37	-0:04
児童会・生徒会指導	0:03	0:02	-0:01	0:06	0:05	-0:01
学校行事	0:26	0:15	-0:11	0:27	0:15	-0:12
学年・学級経営	0:23	0:19	-0:04	0:37	0:27	-0:10
学校経営	0:22	0:17	-0:05	0:21	0:17	-0:04
職員会議・学年会などの会議	0:20	0:19	-0:01	0:19	0:18	-0:01
個別の打ち合わせ	0:04	0:05	+0:01	0:06	0:06	±0:00
事務（調査への回答）	0:01	0:04	+0:03	0:01	0:04	+0:03
事務（学納金関連）	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
事務（その他）	0:15	0:15	±0:00	0:17	0:17	±0:00
校内研修	0:13	0:09	-0:04	0:06	0:04	-0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	-0:01	0:10	0:09	-0:01
地域対応	0:01	0:00	-0:01	0:01	0:00	-0:01
行政・関係団体対応	0:02	0:01	-0:01	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:08	-0:05	0:12	0:09	-0:03
会議	0:05	0:03	-0:02	0:07	0:05	-0:02
その他の校務	0:11	0:08	-0:03	0:10	0:09	-0:01



業務内容からみえてくる恒常的長時間労働の実態

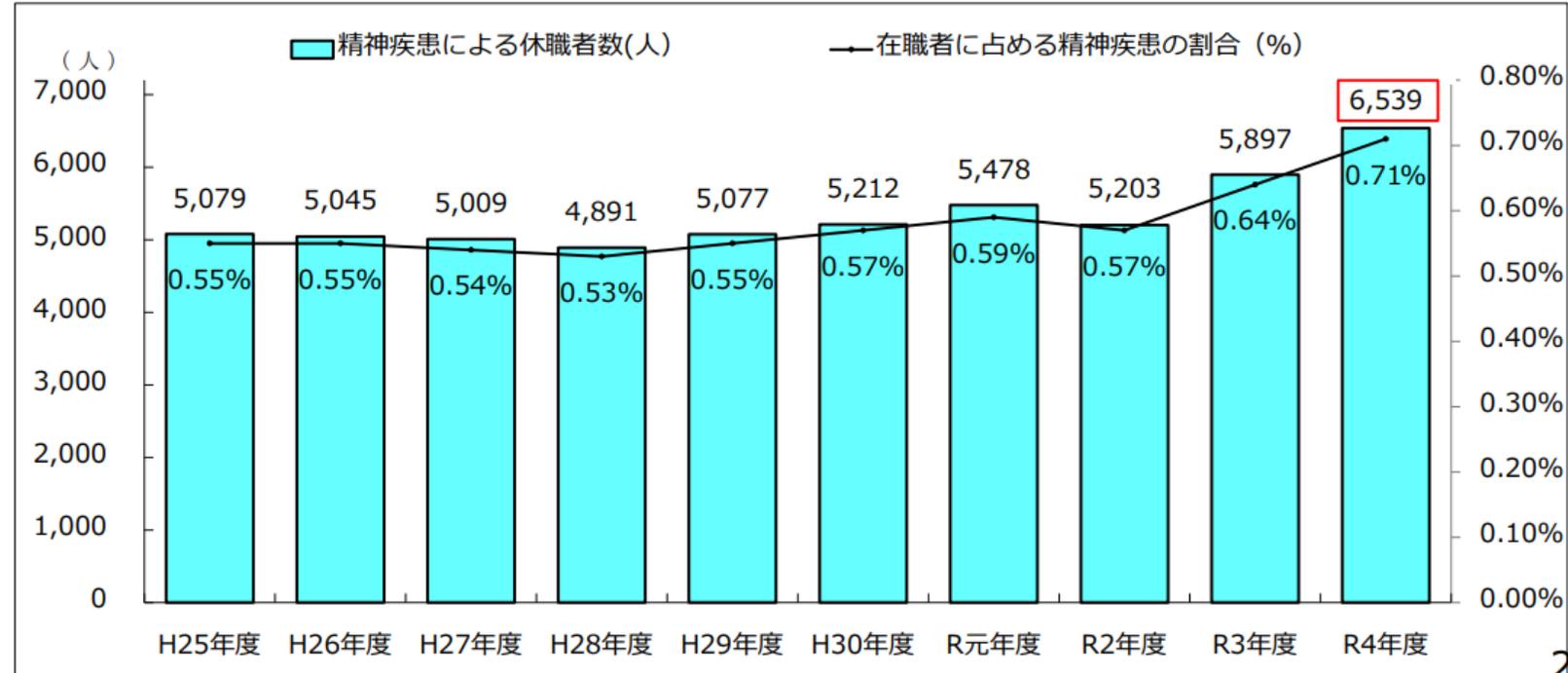


- 教員の本務である授業・授業準備・成績処理だけで勤務時間の多くを占めている
 - 勤務時間を超えても終わらない業務量
 - 授業準備はわずかな時間にならざるを得ない
- ◇業務を減らすことが必要
 - ◇持ち授業時数を減らすことによって一人当たりの業務が減る
 - ◇部活動の地域移行を進めることが必要

【人事行政調査（文科省2021）】



教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移（平成25年度～令和4年度）



- 教職員不足
- 教員希望者の減少
- 離職者の増 特に若年者
- 不登校の子どもの増加 子どもをとりまく課題は複雑化・困難化…

子どもの学びに影響 **持続可能な学校をめざして**



教員の長時間労働是正には、

業務削減・教職員定数改善・給特法廃止もしくは抜本的見直し が必要

< 業務削減 >

- 学習指導要領の内容を精選し、標準授業時数の削減などが必要
- 部活動の確実な地域移行が必要
- 業務の適正化について国の責任においてすすめることが必要
- 若手教員の業務負担軽減や人の配置が必要

< 教職員定数改善 >

- 教職員の定数について改善が必要
- 加配で配置されている教職員について基礎定数化が必要
- 教員一人当たりの持ち授業時数規制を行うことが必要 小学校20時間、中学校18時間、高校16時間
- 少数職種・スタッフ職の配置拡充が必要

今、学校が大ピンチ
教職員不足
授業準備の時間がとれない
子どもと向き合う時間がとれない
過労死ラインの長時間労働

今すぐ 子どもの学びと 教職員のいのち・健康を守るため
学校の働き方改革を!

持続可能な学校のための 日教組「7つの提言」

- 少人数学級の実現**
すべての校種で少人数学級の実現が必要です。
- 授業準備の時間の確保**
「わかる授業」「楽しい学校」づくりのために、教員の授業準備の時間を確保することが必要です。
- 教職員の配置・拡充**
さまざまな背景をもつすべての子どものために、教職員の拡充とスクールカウンセラー等の専門職の配置・拡充が必要です。
- 学ぶ内容の見直し**
子どもがゆとりある学校生活をおくるために、学習指導要領の内容削減など、学ぶ内容の見直しが必要です。
- 業務の軽減**
若手教職員をサポートするために、人員配置の拡充も含めた業務軽減が必要です。
- 業務の役割分担・適正化**
教員が本来業務に専念するために、文科省の示す「業務の役割分担・適正化」を文科省の責任においてすすめることが必要です。
- 「定額働かせ放題」の見直し**
教員のいのちと健康を守るために、「定額働かせ放題」の「給特法」の廃止・抜本的見直しが必要です。

知ってる？給特法

- ・ 教員の職務と勤務態様の特殊性
 - ・ 教職調整額4%を支給する
 - ・ 時間外勤務手当は支給しない
 - ・ 時間外勤務を命じられるのは限定4項目
臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る
 - ・ 在校等時間の概念
 - ・ 時間外在校等時間に上限を付す
- <意外と知らない でもとても重要>
- ◇安全配慮義務
 - ◇健康福祉確保措置

給特法はここが問題

- ・ 勤務時間管理の意識を希薄化させ長時間労働を容認・助長する要因の1つ。
- ・ しなくてはいけない仕事をしているのに勤務時間外は自主的・自発的行為とされている。
- ・ 法制定時と実態は大きく乖離している。法の趣旨どおりとはなっていない。
- ・ 教員のいのとと健康を守ってくれるのか？

< 給特法 >

○廃止または抜本的見直しを行い、働いた時間は「勤務時間」とし、「時間外勤務手当」を支給すべき

※給特法とは

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
 教員の職務と勤務態様の特殊性により、教職調整額4%を支給し時間外勤務手当は支給しない。教員に時間外勤務命令を出せるのは限定4項目かつ臨時又はやむを得ない必要があるときに限る

限定4項目：

校外学習その他生徒の実習に関する業務

修学旅行その他学校の行事に関する業務

職員会議に関する業務

非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

※労基法37条適用外

給特法は時間外勤務命令を出せる業務を限定4項目としている。そのためそれ以外の業務については教員の自主的・自発的行為によるものと整理され、時間外勤務手当は支給されない。「勤務の内外を切り分けられない」ことから包括的に教職調整額4%を支給する。

勤務実態調査から明らかのように教員の業務はやらなくてはならない恒常的な業務により、常態的に勤務時間を超える労働となっている。他方、時間外勤務命令に基づく勤務ではないため管理職の時間管理意識は希薄となっている。近年、過重な業務による安全配慮義務違反の判決が出されているが、国家賠償請求の文脈のものであり、時間外勤務手当請求の場合には未だ「労働時間」ではない、との判断は変わっていない。

昭和四十六年法律第七十七号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園をいう。

2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。次条第一項において同じ。）、副校長（副園長を含む。同項において同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

(教育職員の教職調整額の支給等)

第三条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

3 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に関し、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める内容を条例で定めるものとする。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四條第二項に規定する地域手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当又は退職手当について給料をその算定の基礎とする場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とすること。

二 休職の期間中に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

四 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

(教職調整額を給料とみなして適用する法令)

第四条 前条の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる法律の規定及びこれらに基づく命令の規定の適用については、同条の教職調整額は、給料とみなす。

一 地方自治法

二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）

三 へき、地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）

四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

五 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）

六 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）

(教育職員に関する読替え)

第五条 教育職員については、地方公務員法第五十八条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三十二条の四第一項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは」とあるのは「次に掲げる事項について条例に特別の定めがある場合は」と、「その協定」とあるのは「その条例」と、「当該協定」とあるのは「当該条例」と、同項第五号中「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第二項中「前項の協定で同項第四号の区分をし」とあるのは「前項第四号の区分並びに」と、「を定めたときは」とあるのは「について条例に特別の定めがある場合は」と、「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「厚生労働大臣は、労働政策審議会」とあるのは「文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」と、「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、「協定」とあるのは「条例」と、同法第三十三条第三項中「官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）」とあるのは「別表第一第十二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」と読み替えて同法第三十二条の四第一項から第三項まで及び第三十三条第三項の規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「から第三十二条の五まで」とあるのは「、第三十二条の三の二、第三十二条の四の二、第三十二条の五、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第一項、第六十六条（船員法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」と、「規定は」とあるのは「規定（船員法第七十三条の規定に基づく命令の規定中同法第六十六条に係るものを含む。）は」と、同条第四項中「同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法」とあるのは「同法」と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用するものとする。

（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第六条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

2 前項の政令を定める場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

3 第一項の規定は、次に掲げる日において教育職員を正規の勤務時間中に勤務させる場合について準用する。

一 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十四条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日に相当する日

二 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十七条の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日（前号に掲げる日を除く。）

（教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等）

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

附 則

ご清聴ありがとうございました